

讀史餘論

新井君美著

七八



讀史餘論卷七

筑後守從五位下源君美著

萩原裕校正

○北條代々天下に權威司事

二月十三日、信濃守行光上洛。六條宮冷泉宮終る
ちをより、その事代申す。十五日、河野法橋全成、
子冠者時元時政の女に腹小出生を多勢を志す。駿河國
尔城郭と構て、東國と管領す。庵さよりと企と聞
えて、十九日、小二位、尼乃仰とて、金窪兵衛尉行
親等討手とけしむ。時元自殺す。承久記には、
河野冠者手はさよき源氏を終る。是より鎌倉

言 殿小をたり終らむすらめとのくありあり。義
時此事傳へ聞て何條さる事乃あふへきとて討
手次つらハ一攻らまき身小何やま多事を名
れとも陳する小及り終る散るに戦て自害して
う勢ぬと云こまふらハ東鑑の記七月十九
日九條左府道家孫子三寅丸下向あり二仲一年
滅隔て承久に亂あり承久三年
承久に亂後二年と屋たて元仁元年六月十三
日義時死六十二歳東鑑小日比脚氣に上霍亂小
て彌危急なりハ若君小申して今朝寅時に
出家して死矣昨朝より彌陀成唱て急ら矣外縛

乃印を結び念佛十遍の後終る順次往生といふ
蓋し保曆間記には近習に小侍を色に刺殺さ
ましと見ゆ一説小近侍深見三郎といふもの
ありは免彼ら父數個所の地頭たりハ罪阿
まてころさふ其三人に子を流されさ年経て赦
されて長子三郎近侍となり父に罪とも贖ひ又
弟とも召仕ハ社ん事成思死て夙夜ま多事小及
りハ一所をも終らば又弟を赦さるハ
恨きて其病小乗して刺して身を亘理平太とい
ふもの七十餘歳なる侍小ありて推隔しハ
らなつ義時を刺まぬ深見を亘理ら計る

ともしふ
 按ずるに、本朝古今第一等は小人義時不志く
 之好し。三帝二王子は流し、一帝は廢しまぬら
 勢。頼家并ふそは子二人禪師君又頼朝は子一
 人意法坊生親むすりの腹公曉又頼朝の弟
 一人冠野冠野を殺さしとふ事承久記に見ゆ頼朝の弟
 一人冠野冠野を殺さしとふ事承久記に見ゆ頼朝の弟
 を殺さしとありさま。其姦計たそは一。景時
 義盛は殺さし事前小論しきかまいうて其
 死と得へき。東鑑は記と一所信をへら次順
 次往生は類皆是文飾のみとそたる事明なり。
 保曆は記さもあは一也。されと義時の奸計

を遂し事も外戚は勢不倚し一故也。譬ハ王莽
 元后は力はありて、ついに漢鼎は移せし如
 く。本朝もして、蘇我馬子元舅は親ふり、
 用明は皇弟穴穂部皇子及び守屋乃大連は殺
 し、そのうち終ふ崇峻を殺し参せしを。此の
 たうは類もしく。義時の罪惡もなは馬子に
 軼たり
 義時死後二七日ふ泰時時房鎌倉へ歸る此時西
 在京中一日と居て、泰時二位尼見参將軍御
 後見は命をらふ。先是廣元と議して此事楚忽し
 らむ歎とありしに、廣元入道のくて今日に及ふ

猶遲し。世に安危、人に疑懼、治定有へき事也。早く其沙汰あるべしといひしに故也。義時死して後、泰時舍弟等討屠して下向を以て四郎政村の邊にのこさる。政村の母を伊賀守朝光の女也。故小伊賀式部丞光家兄弟政村伐凌見とて宰相中將實雅を將軍とせむと謀たり。此實雅を義時當腹に女壻を移る也。泰時ふくくと告知する人あまると不實なるべし。要人外を參承するに次て之を誅し、有るなり。廿九日、時房、男掃部助時盛、泰時、男武蔵太郎時氏を上洛せしむ。物騒しき折ふし、いふと二人をから申せ

しを京師に猶人疑あり。とやく警衛せると遣す。七月四日、三七日乃佛事あり。五日に夜鎌倉中物騒して、光宗兄弟義村の家小往来し。又義時後室にせしめて此事變をまゝとの盟ありと傳へ、女房告して泰時、此ら兄弟變すべしと云ふとの契約尤神妙也といひけり。五七日に明る日、^{十七}近國乃輦馳集り、此夕大小さへ、子時、尔二位の尼駿河局をうり具して、義村をもとにゆき、此を世に傳へ、政村、光宗等汝の家小往来頻也と聞ゆ何事ぞや。泰時伐謀さるや、此人の功あらずんば、承久の亂、小關東今日形

うらまゝ。さらば義時より此人不あらすハ
 誰うハあふへき。政村と汝と父子能と。誰の疑
 なり。然へき。無事乃様をそのらふ。願しと。いふ。義
 村を殺さふ。り。政申しを。政村を扶持せん
 う。和平能計を廻らさん。歎た。いま申切多。願し
 と。いふ。り。は。義村四郎殿。全く異心を。歎。光
 家等申を。事。制止。政加ふ。願し。り。政誓ひ
 うハ。二位尼還り。終ひぬ。明日義村泰時。う。そ。と。ふ
 ゆき。光家等。政制止。と。り。と。陳を。泰時。さら。に
 政村。う。た。り。小害心を。い。う。て。阿黨を存せん。や
 と。て。喜ひ。色も驚き。色も。なり。四十九日。能佛

事能夜。日。鎌倉中。さ。は。り。く。旗。政。を。い。う。一。鎧。著
 一。その。も。せ。ら。う。い。い。り。や。曉。う。た。り。を。志。川。ま。ま。
 ち。明。ま。は。閏。七。月。一。日。二。位。能。尼。若。君。政。く。り。て。泰
 時。う。家。小。入。義。村。小。使。り。て。世。を。鎮。む。り。と。申。せ
 一。の。ち。昨。夜。能。騒。動。殊。に。驚。き。思。ふ。所。也。と。て。義。村
 を。め。り。て。我。い。よ。若。君。政。具。り。て。泰。時。時。房。一。所。小
 あ。り。義。村。を。各。別。を。い。う。ら。兵。と。て。と。く。免。れ。ら
 せ。其。餘。宿。老。等。悉。く。召。集。む。八。月。小。廣。元。の。老。病。小
 ふ。と。り。政。召。り。て。光。家。等。謀。あ。ら。を。終。ぬ。但。り。御。相
 以上。關。東。能。沙。汰。不。及。い。う。た。り。義。時。う。後。室。と。光
 宗。等。を。り。流。罪。た。り。り。餘。黨。ハ。罪。科。小。及。り。り。次

嘗て廿三日、實雅、茂上洛とす。伊賀四郎左衛門尉朝行、六郎左衛門尉光重、式部太郎宗義、伊賀左衛門太郎光盛等、これ小志たり。廿九日、小伊賀式部丞光宗政所執事職茂とす。免五十二個所、所領茂めしむ。外叔、隱岐入道行西、小預らふ。廿二日、小百日、佛事ありて。廿九日、小義時、後室の尼伊豆國北條、下して籠居とす。實雅を越前、光宗は信濃、小流さ。其弟朝行、光重等、八京より、すくに鎮西に流し、去て事定ふ。九月五日、義時遺領を男女乃子、小より、うけて泰時二位、尼不申請し所也。嫡子分すくなうりは、いかにと

有し、小泰時執權、身領所等、事はあふらる。望れし、た、舎弟等、茂顧むる事也といひしに。二位、尼とさり、小感涙を流し、終ひし。嘉禄元年六月、正四位下前陸奥守大膳大夫大江廣元卒。八十中納言匡房、其曾孫也。四代、其幕府、不仕つて。參政五十年、子孫多し。上田、古河、小澤、西目、柴橋、寒河、長井、那波、毛利、海東、水谷等、其祖也。按、その、小廣元累世王家、其臣として、頼朝、茂とを、多、六十州として、其掌握、不歸せし。免、義時を助て、承久の謀主たり。其人當時、其望ありし。うと、時政、う一幡を殺とす。時を、う去、茂假りて

ことらうらなかり。たふや義時が奸詐成恣少を
 常にうれ、成りて私を營む。されば此人
 心と利朝家尔背きしゆを、小あらるを、頼朝にそ
 ろむさきり。其柔佞多智に、これ又義時が亞奈
 ぶへし。玉海小、頼朝廣元尔委ぬる、尔腹心成以
 て、恐らるる、獅子身中の蟲也とのまひ
 事先見ゆ明ありと以ふ。

二年七月十一日、二位左平政子薨。六十貞永元年
 五月、泰時撰定式目、泰時二男時實高橋某に殺さ
 る。高橋捕きて誅せらる。三年六月、泰時卒。六十
 執権十九年、嫡孫左近將監經時職とけく。嫡子修
 亮時

氏ハ寛喜元年六月廿九日、小寛元二年四月、頼經乃
 て卒す。經時ハ時氏の子。子頼嗣六歳、元服將軍に任せらる。後五位上
 右少將たり。頼經二歳、下向九歳にて將軍た
 り。十八年、うて譲らる。天變、慎小、うるといふ。按
 多に、去年十二月廿九日、午時、白虹貫日、此事、小
 りて、頼經種、乃祈禱、事ありき。一説、小實、八上
 條威と恣小とむとて、幼三年七月、頼經落飾、廿一
 主成たてしと、いぬ。頼嗣七歳、女
 此、月經時、妹、檜皮姫を、頼嗣乃室とす。子十六歳、女
 四年四月十九日、經時病危急、職を、其弟左近將監
 時、頼小讓り、落飾、閏四月朔日、武蔵守經時卒。三十
 執権五年、同月十八日、亥時、うり鎌倉中騒動、甲士
 羣集、廿日、近國御家人等群參、五月廿二日、寅時、城

介義景家中并尔甘繩邊騷動。廿四日。鎌倉中大小騷動。多て小过过。残たむ。面々御所小参了。時頼の方小ゆく。廿五日。時頼。宅警衛さひく。卯時御使とて但馬前司定員来社と入る。越後守光時義時の子孫。御所小参了。今曉出奔。髪を剃てそ髪を時頼小贈る。おまろ光時頼經る近習を。時頼残討むと謀る事發覺せし。小ゆくといふ。光時弟尾張守時章。備前守時長。右近大夫將監時兼等々野心なりと聞ゆ。午以後又羣参の士旗をあく。今日遠江修理亮時幸病小よりて出家。六月一日。時幸卒。十三日。光時伊豆國尔流はま。廿

飛字上或
脱群字

七日。小頼經越後守時盛の佐介第小入る。此上洛門出死儀也。七月十一日。入道將軍頼經上洛。廿八日。入洛。八月一日。尔供奉人伐歸さゆ。能登前司光村落涙不堪矣。此廿餘年昵近也。按光時急に其主と逐ふ。時頼寶治元年即寛元正月廿九日。羽蟻羣飛。廿日。星流。三月十一日。由比濱潮血の如し。十二日流星。十六日。鎌倉中騷動。十七日。黄蝶飛。四月四日。秋田城介景盛入道覺地東来。此に時頼の許小きたり。長丹と。十一日。小。子息義景。或諷孫九郎泰盛と鼻つら。此三浦が輩當時小秀て傍若無人なり。世既季にならふは。我子

孫ら此所、小對揚に足るへら、思慮有る事
 なるに、義景泰盛等怠りて武備弛緩事、奇怪の
 一、云、廿五日、巳、刻日暈あり、六月十八日、流星、
 廿一日、鶴岡乃鳥居に前、札を、曰く、若狹前
 司泰村獨歩之餘、依背嚴命、可被加誅罰、之由有、其
 沙汰能、可有謹慎云、此、と時頼輕服ありて
 泰村の家あり、廿七日、う、一族羣集、夜に入
 て、鎧腹卷、代粧ふ音聞え、此、と告申す人
 多々、社とも、信用あらさ、忽尔符合と
 思ひあ、移て、五郎四郎と、以ふ者一人に、太刀も
 た、とて、家小、歸ふ泰村内、小陳謝り及ふ、廿八日、

夜、入て、三浦に者とも、乃家家小、人を、
 見、と、む、面、と、兵具、調、安房上總
 等に領地、り、船、甲冑、此、
 茂申、廿九日、三浦五郎左衛門尉時頼、も、
 来り、去、十一日、津輕に濱、大魚流来、偏、如、死人、
 先日、由、以、濱水、紅、事、此、魚、死、故、其、
 比、奥、浦、浦、水、紅、也、此、事、文治五年、泰衡、時
 建仁三年、左、金吾、の、事、建保元年、義盛、の、事、有、由、
 勘申と云、六月一日、時頼、近江、四郎左衛門尉氏
 信を泰村に許、は、其、旨、知、る、人、泰
 村、此、間、世、上、の、物、騷、偏、似、一、身、之、愁、其、故、兄弟、他

門ふこえ。已正五位下たり。其外一族多帯官位。刺
 守護職數個國。莊園數百町。茨つうさ。榮運極
 りぬ。讒人其慎るさ。小あうさ。以ふ。そ。侍。弓
 矢鎧の唐櫃乃はと數十本あり。郎從友野太郎
 して見せしに。既侍。積れ。所鎧匣百二三十合
 歟。み。返り申せし。時頼。用心。以。く
 さひ。二日。近國御家人等。時頼。家。小馳集て
 旗とあく。三日。泰村。南庭に落書あり。檜板。志
 る。せり。其詞。ふ。お。程。世間。の。さ。ハ。事。何故。と。ら
 去。ら。て。候。御邊。う。左。様。さ。ふ。へ。事。也。こ。ひ。あ。ら
 せて。御心得。め。た。り。に。申。候。泰村。使。して。某。に。於。て

野心あり。世に申し沙汰するに。國國
 郎從等。さ。たり。集。まり。さ。免。て。讒。口。お。も。と。る。歟。
 御不審あらは。早。之。追。返。す。魚。一。他人。お。上。り
 事。を。お。ん。ふ。衆。カ。ル。非。は。御。大。事。成。支。ふ。一。ら
 ら。進。退。貴。命。に。随。ふ。一。と。い。ひ。一。小。時。頼。敢。て
 疑。ひ。申。す。事。を。一。と。答。ぬ。四。日。御。家。人。并。し。時。頼。は
 祇。候。人。等。退。散。す。一。さ。う。一。觸。ら。ぬ。五。日。曉。と。し。鎌
 倉。中。以。ふ。物。騒。時。頼。萬。年。馬。入。道。成。使。と。して。郎
 從。等。と。志。河。の。魚。一。と。泰。村。小。お。た。れ。く。新。次。平
 左。衛。門。入。道。盛。阿。小。誓。紙。を。た。勢。異。心。あ。ら。は。ゆ。よ
 一。と。い。ひ。あ。り。泰。村。殊。不。悦。ひ。盛。阿。座。と。た。ち。て。泰

是時頼高
野入道と
議して
これを誅せ
しなり其
奸計畏る

村猶座尔阿里一うちそ其妻湯漬とす、先て案
堵我賀を、高野入道覺地うくと聞て、此のち泰村
う氏族いとり驕侈なふ、其時彼尔對揚のな
ふり、た、此時ふ雌雄決をよきて、父子一族
泰村の家尔馳向ひて、うら我飛了、泰村大尔驚
こる防戦ふ、盛阿馳帰りてうるといふ、時頼此上
はとて實時して御所守ら勢、六郎時定を大将と
す、時定ハ毛利蔵人、大夫入道西阿を御所尔參ら
むとせ、其妻ハ泰村、妹ナリ諫らきて、泰村の陣に
馳く、時頼これを聞て、午時尔御所尔參り、
北風南ふらうら、泰村ら南隣り火我放り、

泰村光村等法華堂小ゆきて頼朝影前より自
殺を、宗たる輩二百七十六人都合五百餘人也、此
中御所番帳をゆるはと、もの二百六十人、此外
縁坐して罪せら我者擧て數不届らるる京都へ
送状ふ、若狭前司泰村能登前司光村以下舎第一
家之輩今日已刻已射出箭之間被誅罰候訖と云
云、法華堂承仕法師天井よりうら、ひし事書ふ
光村云、入道頼經此時任禪定殿下内ら仰肯則可
執武家之權、若狭若州乃猶豫よりきて後悔
有餘とて、若狭若州顔我削り猶見知らふ、一や
といふ、其血御影と穢を、又御堂を焼んとするを

讀史餘論 卷七

泰村制止云。泰村云。義明以來四代に功成たもい。又北條外戚として内外をなす事を思はま。一往に讒ふりて多年乃ち去るを去る事。さうあるや。後日たもい合はる事。可多し。但故駿河前司殿他門乃ち人成多之死罪小申し行ひ。それらに子孫成止し多いて罪報の果を所歟。今死小臨てさハウ。北條殿を恨む。らら次と云。泰村以下に妻兒等ハ命成ををけて諸國を預らる。七月北條相摸守重時義時男。泰時京都より下向。時頼を招し小依て也。是より兩執權たり。重時ハ陸奥守にたり。時頼相摸守

に任む。其後建長三年十二月廿六日。了行法師矢作左衛門尉長次郎左衛門尉久連等成捕ふ。謀反不よりて也。廿七日。叛人成誅ふ。近國御家人等馳参ふ事夥し。皆に返さる。四年二月廿日。和泉前司行方。武藤左衛門景頼上洛す。こま上皇第一宮と申して將軍とせん。うた免也。廿一日。法性寺禪定殿下道家薨。奥州相州以下群参。彼薨御事有説等武家可有籌策之期也。云。四月一日。後嵯峨上皇第一宮一品中務御親王宗尊御下向。十三日。十一日。三日。小頼嗣帰洛。治世八年なり。中二年隔て。同七年八月。頼經卒。三十。十月。頼嗣卒。按はるに。

宗尊を親王たわらむ故、公卿殿上人二三輩近侍して、儀式嚴重。前代不超たりといふ

按る多ふ。三浦光村の死期を申せしを道家公内にて仰ありし由也。おま關東伐謀られし由聞ゆといへるを、頼經は父頼嗣の祖を去る。其儘にてありしを、了行の事發覺せしは、道家自殺し多し。又武家よりかたひしや、頼嗣伐急を逐出せしを、了行の事を起しと見えし。但しこれらもいふを、謀計のやいふ。

建長五年十一月、時頼建長寺と建て、供養を導師

異字下一
本有國字

ハ宗、僧道隆を、蘭溪と號を、大覺禪師是也。異僧

其弟政村茂以て執權とす。十一月、時頼辭職在職

年武藏守長時執權を長時ハ時頼落飾ハ其内

尔退居最明寺と號を三十一文應元年二月故近衛

兼經公の息女下向。時頼の猶子として宗尊に嫁

す。廿二歳宗尊ハ七月、僧日蓮時頼の對面。弘長元年

十一月、陸奥入道重時卒。六十極樂寺と號を。是赤

橋の祖也。二年十一月廿八日、僧範宴死、親鸞是也。

一十三年十一月廿二日、相摸入道時頼卒。三十二

男時宗十三にて家督せり

按もろ時頼兄もろつもろ權を掌り。始も其主
 を逐ひ。經頼其後三浦一族を謀りて終も滅し。か
 さも移り又其主伐逐め。頼頼峯殿頼薨去を。世世
 人關東其籌策を疑ひ。かもともく舊主二人共も
 相繼りて卒せ。うれ疑多たにあらま。ふくて後
 嵯峨上皇は皇子伐關東乃主とな。攝家の息
 女を己の子となして御息所となす。長子伐捨
 て、幼子伐もてもたもとれ。死して後その
 家亂れ。これを以て觀る時ハ彼を泰時と
 並へ稱する事心得られを。世世のみふあ履次。
 一一免て異國乃僧伐迎へ禪窟を開く。今に世

乃費をなす。後世賢明とも事吾其故をもら

次

文永元年八月。長時卒五世。左馬頭時宗執權たり。相
 摸守小任を。時頼長男式部丞時輔を在京して時
 茂と長時弟弟兩六波羅を。時宗家督は後ハ政村長
 時は世世伐輔佐し。時宗の舅秋田城介泰盛を權
 勢ありき。三年三月晦日。御所に和歌會を。四月廿二
 日。御腦ふりりて松殿僧正良基驗者と。護身
 ある。つとくく御沙汰おたらふ。六月十九日。時宗
 の第にて秘せる沙汰あり。左京大夫政村越後守
 實時。城介泰盛の外會もる者なり。此日良基御所

を出て逐電後高野不入 廿三日酉時、俄尔御息所姫君山内殿不入死す。若宮を時宗の第尔入臨ふ。人人時宗の家へ馳集。鎌倉中騒動。廿六日、近國御家人等馳きたる事夥し。七月一日、近國に御家人或る關茂や不里、或る道を廻りて来ゆその多し。三日巳時、甲士旗茂あり、東西へ馳廻り。時宗の門外を穿つて、次尔政所乃南大路へて一同小と炎をあく。少卿入道心蓮、信濃判官入道行開、時宗の使として御所へ往来、而三度、附近の輩皆御所へ出て、残れつゝ、少卿者纔小五人。四日午時、又騒動。戌時、將軍家、越後入道勝圓の佐介宅へ

御一作將

はるまゝ、女房の輿に用ふ。是を歸洛乃御首途也。廿日入洛。時小 按もろ、小宗尊は時宗、茂より、社へ小宗尊をたたり、歸京の後、後嵯峨上皇を御對面なく、中御門左少辨經任を下と社へ仰らる、旨ありし。武家別義なき、終る事定りぬといふ。宗尊在職、鎌倉小宗其子惟康、纔小三歳なり。元十五年、五年十二月、蒙古の牒、宰府へ来る。七年正月、北條時茂卒。十八年十月、長時の子義宗上洛して、北小任す。九年二月十五日、鎌倉に早馬六波羅乃北方義宗の許へ来り。義宗、俄尔南方へ勢て時輔をうけ、是時宗の兄として、弟に家督をらむ逆

心ありし由ありし故也。鎌倉もくも北條公
時教時等縁坐して殺し、是を二月の十年五月
政村卒。六十九歳。義時四男。義政加判たり。重時四男。十一年三月、
蒙古襲来。七月宗尊薨。三十建治三年五月、義政加
判。我辭去。社あり時宗一判たり。四年、蒙古阿刺
罕、范文虎等大襲来。六年、業時加判たり。重時五男。
七年、四月四日、時宗病よりして入道。道果と號す。
此日卒。四十寶光寺といふ。執權廿一年、嫡子左馬
權頭貞時十四よりて家督。其外祖秋田城介泰盛陸
奥守に任し、威威恣ふ。時國六波羅よりて逆心有
とて、下し、常陸一流し、遂に殺す。建治元年小南方より時

考、曾八年二月、貞時相摸守たり。其内管領平左
衛門尉頼綱泰盛と快うら。次泰盛の子宗景、驕侈
の餘、曾祖景盛より頼朝に由り、衆ありて、源氏と
改め稱ふ。頼綱は社か氏改る事、將軍に志ある小
やまのいしりり。貞時をもたもひし歟。又實尔
異心ありしにや。十一月、泰盛宗景以下の一族并
に其同類皆誅せらる。これを霜月騷動といふ。此
後頼綱一人よりて權を執り、薙染して果圓といふ。
按るも、泰盛は祖父高野入道覺地三浦の一
族、我讒し殺して、子孫に先謀りしに、其孫
乃代小一家は、又果圓泰盛、我言しなひし

其後又たのまも誅せられぬ。天に報應さる
乃如く明らうらう

十年六月業時剃髮。貞時宣時を加判とす。宣時孫

正應元年貞時よりからたて、後宇多院に治し

將軍惟康親王俄尔上洛。さゆ八月十五日鶴岡院

生會ありて、貞時宣時供奉して渴仰せし。俄に

綱代輿にさまに上りて逐出とす。在職廿四年

貞時後深草院に御子當合乃御弟久明親王を迎

へし。十月惟康院娘成久明十六歳に御息所

となり。永仁元年三月貞時初て北條兼時を六波

羅より筑紫へ遣し鎮西探題とし長門に探題を

置て西國中國に事茂掌り夷賊をたふすとす。兼時

ハ時頼の孫建治九年小六波羅より四月鎌倉大地震壓死一萬人

小及ふ此比果圓恣尔威をふるひ二男飯沼判官

を父小たとらふ時人飯沼殿といひ又安房守に

任ふ果圓驕り餘り飯沼將軍ふとむと謀ふ

果圓の長子宗綱うくと告し頼綱入道を飯

沼を誅せらるる宗綱も佐渡へ流され其後召返

て管領たらし免し又罪有て上總へ流され

四年十一月三河守範頼に玄孫吉見孫太郎義世

叛謀の聞えありて鎌倉より誅せらるる五年貞時

國國へ使致遣し。守護好善惡。民間好疾苦と問ふ。是より年とに遣ふ。又其使好ゆとさたると悪事あふを。貞時とらゆと。出羽の羽黒乃山伏來て直訴と。使の悪事致糾明して。罪不行ハれ、使百人餘也。其後諸國よく治りて。人皆善政致稱す。正安三年。正月。貞時使をつらハして。後伏見院致たろして。後二條を位小即之。八月。貞時入道と。崇演とりふ。其婿師時師時を讓職時頼孫。又時村を政村の子にて。長者たれと。師時に副て。執權加判と。む。嘉元三年。正月。宗方時頼孫時村を殺す。是を師時時村二人貞時駿河守也の名代とて。執權と。

小宗方師時と權致争ふ。つ時村致殺して。師時致謀る。急して。久明將軍致仰也と稱して。兵を集て時村致夜討す。時村于時村貞時怒りて。陸奥守宗益と宇都宮貞綱と。宗方致ら。其同類を殺し。宗宣宗宣致師時小副て加判と。む。徳治三年。即延年七月。貞時計ひりて。久明親王致逐出。其子守邦親王と主と。久明在位廿年三十。守邦纔七歳也。應長元年。九月。師時頓死三十。十月廿六日。貞時卒四十。寂暎園寺といふ。執權當職十八年。剃髮致後十年。合て廿八年なり。嫡子高時九歳なり。宗宣と熙時と連署執權たり。熙時八時頼

貞時の内管領長崎入道圓喜と高時の舅秋
 田城介時顯と遺言残る多々高時が輔佐す。圓喜
綱の甥、光綱の子、時顯
ハ泰盛の弟、顯盛の孫
 按まるとに、世人貞時の善政を稱す、はまるとも十
 四歳ふと父につま、十五歳より外祖外舅が殺
一、泰盛 其主が逐ふ事二人、惟康 帝位を廢す事
宗景 後伏見 其威が恣にして東宮がたて給
 ふ、まると皆うたがひ心も任せ給ふ、國家既も善政
 が稱すといふと、まるとは、たが代干戈頻ふこと、
泰盛果圓吉見宗方 前、後四個度也、た、一事が稱を、まるとハ、諸國
 へ使が廻らして民間の疾苦を訪ひし事乃こ

しや

正和元年六月、宗宣死す、熙時一判、圓喜時顯を、
 威がたふらぬ、四年、熙時死す、基時貞顯執權たり、
業時の子、貞顯の義時の子 五年、高時十四より執
玄孫、金澤實時の子 權となり、基時辭す、文保元年三月、高時相模守、
 二年、關東より花園をたらしめて、後醍醐がをたし、元
 亨二年、奥州安東五郎叛す、おまると又太郎といふ、
 一族といは、まるとの爭論が事あり、圓喜まると
 其職が嫡子高資小ゆつ糸、高資驕て高時がたふら
 ん、まるとせし比をたふら、両方より略が取りてま
 かえ私ありしを五郎憤たると也、又攝州が渡邊、紀

州は安田、大和に越智を以て武家小叛く。承久以來武士乃北條に替むく事始なり。正中元年、土岐頼員の事あり。二年、資朝後基下向乃事あり。此年十月、前將軍惟康薨六十。嘉曆元年、三月高時入道す。四崇鑑と號す。舎弟左近、太夫泰家小職と讓る。一とあり。長崎高資とす。泰家入道して惠性といふ。北條守時維貞執權と稱りて高時の旨を承て事を行ふ。二年十月、維時卒。元徳二年、六月、茂時執權たり。熙時九月高資の逆威甚しき。小高時高時竊小其一族高頼して誅せん。とせし事あり。高頼奥一流に祀りて高資の權彌盛

也。元弘元年、八月、帝笠置に行幸。九月、笠置陷。帝はこりて、以て勢。正慶元年、三月、隱岐へ御幸。五月、楠正成兵起り。八月、赤松兵起り。二年、五月七日、京陷。仲時時益討す。廿二日、高時等義貞を為す滅す。當職十一年、其後七年、三十一歳守邦將軍同日入道して、七月卒矣。三十三歳

按する小北條九代とは、時政、義時、泰時、時氏、經時、其弟時頼、時宗、貞時、高時をいふ也。と祀とて一執權乃世次代以ていふ、時氏父小先て死し、左に九代小をあらす。その血統ともていふ。經時時頼兄弟を、共に祀一せし九代

少何ら次實を八代なりし。然いふて九代とを
申すもや。其中時政義時父子は姦惡前に論を
し。其の末は。はさや天下に武士彼我仰き。事
を義時承久に亂後。多く其闕所を悉く軍功
ありし。輩に分ちあたへて。其の是一所に其を領
せし。事一。一事もやあはれ。泰時。賢な事
いふ。及ハ。猶。下に見ゆ。はては。嫡孫經時
執權に程久し。其の稱を。先事を。れ。又
又。その。事。た。將軍頼經に職を
讓り。落飾ありし。を。經時。計ひ。やうに申す
と。い。あ。其弟時頼の事を。其悖逆不

智既小前不。ぬ。時宗又持明院殿と大覺
寺殿と兩流を。帝位を。其の。尊。其兄を。時
にて帝位に亂り。其主に逐ひ。其兄を。時
に。皆人倫を。大元。兵頻り不
我國不冠。其の。鎌倉。あり。ら。其
を。破。此一條其器度。を。い。は。り。ふ。一。
貞時。事。又。前。論。ぬ。世。人。時。頼。成。な。ら。一。
稱。を。ふ。し。諸。國。不。巡。察。使。と。下。勢。一。事。の。是
也。高時。事。不。至。り。て。論。を。に。を。ら。次
正統記。い。る。く。大方。泰時。心。正。一。く。政。す。其。不
にして。人。を。は。と。是。物。不。れ。こ。ら。を。公。家。乃。御

續通記
卷七

事をたそくし。本所所煩を止し。は。風所前不
 塵なくし。天乃下則志何より。年代或累孫
 一。事偏尔泰時うろと申傳ふ多。陪臣也。
 て久し。多權を執る事。和漢兩朝。先例を。
 其主を。頼朝を。二世を。過。義時。う
 れる果報。ふ。うら。家業。始て。兵馬。法
 權。成。稀。事。や。法。殊。な
 る才徳。聞え。次。又。大名。下。に。心。や。有
 る。中。二。とは。あ。身。あ。
 と。彼。泰。時。相。續。て。徳。政。を。先。と。法。式。成。固。と。
 己。う。分。を。量。る。の。な。ら。親。族。并。に。あ。ら。ゆ。

武士。り。て。も。戒。し。め。高。官。位。を。望。ま。の。な。あ。さ。
 其。政。は。い。て。お。す。に。衰。へ。終。亦。亡。い。ぬ。る。天
 命。終。る。姿。也。七。代。よ。て。保。て。事。を。彼。う。餘
 薫。を。移。す。恨。る。所。な。し。とい。は。は。屋。し。お。す。保
 元。平。治。と。此。う。た。の。を。利。は。し。に。頼。朝
 と。以。ふ。人。を。泰。時。と。い。ふ。者。を。あ。ら。ゆ。う。を。日
 本。國。の。人。民。い。う。う。奈。あ。る。よ。し。此。以。を。移。を。よ
 く。知。ら。ぬ。人。也。故。を。れ。く。皇。威。の。衰。へ。武。備。の。な
 ら。ふ。系。と。思。へ。ふ。誤。也。泰。時。う。昔。殘。思。ふ。に
 は。有。り。く。誠。あ。は。所。あ。む。う。子。孫。は。さ。な
 と。心。あ。ら。う。な。ま。と。固。く。を。法。の。な。に

行いふまは。及つたをうら世を毛累後一母こ
 抄。按をるに秦時其異母弟政村小怨なく。父乃
 二年の後、皇統に後五位下叙しぬ。四條院
 崩御の、皇統に後五位下叙しぬ。四條院
 乃皇子後、嵯峨院成立す。又其。太田道
 主君類經を敬ひ。成敗式目。成したむ。○太田道
 灌。説。再。秦時執権時僧ありて。公そ善心
 あらは。一伽藍をそて。終つとりふ。秦時建立乃
 事そ有るむ。其功德ハいふにや。一字外
 伽藍を建立しぬまは。治世安民。後生善所。子孫
 繁昌乃功德ありといふ。秦時佛法と神道聖法
 とは。何まの優劣ある。僧こ左へて。神道聖法を
 佛法より及うたし。秦時笑て。一師道なくらけ

社を萬第道ふまふとは。いふ事少や有へ
 き。我國正宗廟太神宮を。小社を茅ふたふして
 又そら勢強つと云。御恵を秋津洲あきつ小を。和僧
 能心丁登正しうらね。功の大小にやら。志道
 不協不時ハ求さゆ。不善縁何と勸免をば。い
 かにれん。我戎賤し。伽藍を建てよ。やうふを。大
 小過あるふし。今伽藍を建なは其費大小
 て國能煩なる。いふ。お社安民の便なら。次。民戎
 苦むる形ふ。いふ。現世安穩とを何戎。いふ。い
 と世と治免後類眷属とをこむ。いふ。現世安
 穩とは長くと。子孫善なるを。祈らんと。榮へ

惡あるを祈るとも亡はなす。我家業たふよ
 く知る事そなた。況や我道ならぬ事とや。聖
 賢乃道神道能意の深長をいりてか知り盡
 せしき。一天乃主萬乗の君を渴仰し多く不佛
 道を社をありしとは申う。和僧鎌倉少何
 らは政能妨とそなたを。浅智の人家業失不媒
 ともなをふむとて。鎌倉城追出しあり。其後鎌
 倉の僧と社不畏て。人成誑う。次泰時う。は
 賢才ありし。時頼が代小建長寺と建し。其
 鎌倉中小五山とて大なる寺とそあはた作り。
 其外國國寺を作る事數とそらる。國乃寶大

きに費へ。盜賊巷ふそちぬ。尊氏ハ夢窓國師と
 いふ僧ふふ。所らはまて天龍寺成たて。あ
 るふそ何らぬ事多うりき。武將乃身とて。あ
 かるそらに惑ては。國成治むるに難う。あ
 寺作るこ。改さし。あ祭なま。四海をみ
 不流離乃民をす。不謀し。あらる。

讀史餘論卷七

讀史餘論卷八

筑後守從五位下源君美著

萩原裕校正

。後醍醐帝中興御政務事

元弘三年關東正慶二年六月七日御歸洛年號并御

方方也公家官位もとの先年配流乃官

方并に公家武家僧徒國々上洛七月廿三日

護良親王御入洛任征夷將軍十月十日北畠顯家

時不參議右近中將茂陸奥守不たてはハ義良親

王後村上也奥へ了終不結城上野入道道忠

後見十二月廿八日成良親王十一歲鎌倉御下向

たり。是利左馬頭直義兼相執權をなす。建武元年正月、大内裏茂造らる。高倉院安元三年、大内焼た。安藝周防を料國尔寄らば、日本國の地頭御家人を所領得分二十分一を懸課せしむ。此時初て紙錢茂作らる。是我朝交三月、本間澁谷鎌倉を罷して敗す。筑紫不規矩、糸田兵を起し、河内尔兵起りて飯盛山を籠り、伊豫尔赤橋を兵起りて、立烏帽子峰尔亦も依程ふく飯盛を楠くさきに免に敗らる。立烏帽子を土居得能尔屋ふらば、筑紫を大友、小貳小破らる。そのち三月、大功茂賞せ給ふ。是利治部、大輔尔武蔵常陸下總左馬頭直義尔遠江新田

左馬助義貞に上野播磨子息義顯尔越後兵部少輔義助尔駿河楠判官尔攝津河内名和伯耆守に因幡伯耆其外公家武家尔二個國三個國茂給ふ。志顯なとハ三赤松圓心もも佐用莊一所と給ふ。個國給はり三月十日、播磨を守護職に任じ、名返さる。三月十年、天下統一統をす。いかに諸國を國司守護茂定免。御相雲客各其階位尔登りし程實に免てたり。御聖断を趣五畿七道八番を分れ。御相を以て頭人として、新決所と號して新尔作らる。是は先代引付沙汰のたけ所也。太平記

也。大議おらるては記録所より裁許あり。又窪所
と號して土佐守兼光、太田大夫判官親光、富部大
舎人頭三河守師直等、戎衆中として御出あまて
聞召。昔おあやぐ武者所を置れ。新田の人を以
て頭人として。諸家乃輩、戎結番せられ。古に興廢
違改て。今お例も昔お新儀也。朕は新儀は未來の
先例もる。屬と。新なる勅裁漸漸聞を。記録
所決断所を置る社とも。近臣臨時は内奏戎経て
非義を申行ふ間。論言朝お變り。夕に改り。諸人乃
浮沉反掌おらる。或る先代滅亡お時逃れらる。依
輩。又高時の一族等被官お外に。寛宥の儀を以て

死罪を宥められ。又天下一同の法戎以て安堵乃
論旨。下ふとい。屬とも。所帯を召る。輩恨戎
含む。太平記より元弘三年。八月三日より軍勢息
賞乃沙汰あまるとして。洞院左衛門督實世戎上
卿お定めらる。諸國お軍勢功状を捧て恩戎望む
輩數を志らぬ。實お忠あふ人。功を恃て諺に。次
忠をさし。ものも奥に媚ひ寵お求め上聞戎掠え
一。間數月お間お僅廿餘人お賞戎行れ。こと。事
正路おあらぬとしてや。て召返さる。萬里小路中
納言藤房お上卿とふ。社。忠否を糾して申あは
へんとせらる。に。内奏おらる。て朝敵をさし。て

續紀餘論

卷八

四

安堵茂賜あり。忠なき者も五個所十個所の所領
 たり。藤房諫茂納りて病と稱して辭す。其
 後九條民部卿光經を上卿と名する。諸大将其
 手に忠否と尋究て申す。むしむしに相摸
 入道に一跡ハ内裡供御料所におく。四郎左近
 大夫入道乃跡ハ兵部卿親王ハ大佛陸奥守あ
 と茂を准后の御料。此外相州乃一族關東家風
 乃輩の領とは郢曲妓女蹴鞠伎藝者とも衛府
 諸司官女官僧等に一跡二跡と合て内奏しり申
 上り。六十餘州あり。立雖もつり
 地を軍兵不可行。關所ハあり。光經もせんを

一本無下
官字

とて年月茂送らふ。又雜訴の沙汰をせし。郁芳
 門左右のまき小決断所茂建て。その議定の人
 才學優長の御相雲客記傳明法外記官人と三
 番ふ。一月尔六個度沙汰の日茂定めらる。
 或ハ内奏しり訴へ勅許と蒙れ。決断所より論
 人小理茂付られ。又決断所より本主安堵と給ハ
 る。内奏ル其地を別人乃賞ル行り。り。り
 たり。所領一。所小四五人給主付て。國國に動亂
 やむ時なり。又日比も武威小誇り本所とをせ
 一武士と。ソ。ソ。諸庭に奉公人とたり。或ハ
 香車に後ふ。り。或は青侍の前小跪く。世に盛

衰時の轉變。なほく辱るるの習とる知りたるら
 今お如くして公家一統お天下ならむらハ諸國
 地頭御家人も皆奴婢雜人のあやもふてある
 一。あつていふを不思議を出来て。武家四海
 お權を執る世中お又なせりとおもふ人の多
 多うけり。梅松論。京都お聖断お恨と含む
 時分。下の御前左馬頭殿鎌倉お御座ありお
 東國乃輩おまふお帰服して。京都おは應勢さり
 一。一統お御本意今おためても更お其益を
 と思召さき。武家も又公家お恨を含て。頼朝御お
 多く天下を專にもん事を以てりてたも

故お公家武家水火お争りて。元弘三年も之種
 多をり。建武元年。元三節會以下乃儀式ハ昔お
 つる體也。いと。世お中人の心を調て。お
 物さハ。く見え。大塔宮。義真正成。長年潛
 尔叡慮を言け。うち立事度お及へて。高氏に
 つま。軍勢數とをら。合戦難儀をへて。さ
 既お軍ある。日。事。延さん。免。無為
 乃體。北山殿へ臨時お行幸度。お及。六月
 七日。大塔宮大将。高氏お御所。お努ら。餘
 一と聞えて。武將乃御勢。御所。四面を警固。餘
 不軍勢。二條。大路。お充滿。事。の體。大儀。お

一、（一）當日無為不なり多社とも。高氏憤り
 申さ社々まらまつたく叡慮ふあらそ。宮の張行
 乃趣也。十月廿二日。夜御参内。ついで
 して武者所。小居籠奉り。翌朝常盤井殿へうり
 一奉り。武家。武家。輩警固一奉り。宮。御内。乃輩とそ
 武者。み番衆。ついで勅命と蒙りて。數十人名預ら
 せ。同十一月。宮を。細川陸奥守。顯氏請とりて。關
 東へ御下向。宮。御謀反。真實を叡慮。よて。あ
 り。と。御。と。殘宮に譲り。まひ。うは。宮。武
 家。より。そ。君。恨。く。と。た。ら。勢。ふ。ふ。御。獨言。あ
 り。と。そ。承。つ。保。曆。間。記。爾。尊。氏。昇。殿。官。途。を。ふ

奈。一。つ。と。勢。ふ。恩。賞。を。れ。其。故。ハ。大。塔。宮。さ
 一。申。は。せ。後。い。ち。り。尊。氏。兵。權。を。と。ら。は。む。一。乃
 頼。朝。尔。ら。又。ふ。一。ら。此。此。は。い。て。に。誅。罰。せ。ら
 る。一。と。申。さ。社。を。不。殘。帝。さ。一。の。軍。忠。に。人。也
 と。て。其。儀。を。一。彼。宮。種。種。の。謀。を。廻。一。尊。氏。を。討。ん
 と。其。比。畿。内。西。國。の。武。士。楠。子。と。申。者。を。皆。彼。宮
 の。御。方。也。多。社。も。便。宜。あ。ら。は。尊。氏。討。む。と。せ。一。ら
 と。東。國。に。武。士。多。く。尊。氏。方。也。一。上。ハ。譜。代。に。武。勇
 を。多。く。輒。も。討。ま。兵。將。軍。尔。は。一。な。さ。難。一。と
 聞。由。建。武。元。年。宮。世。の。心。不。ゆ。と。せ。ぬ。事。成。安。ら。う
 一。覺。一。と。天下。と。を。た。り。終。る。御。位。殘。退。事。て。我。御

宮入道親房 二歳あるりて少成位より奉て尊
 氏以下は多へさ武士伐討て天下をまはるに
 七む思立終ふ。此事いひて聞えたり。主上
 驚き勢多し。宮を十月晦日内裏より捕へ奉りて。
 直義の鎌倉におありに預置れ。彼御方の武士多
 く誅せられたり。

今川貞世の難太平記小曰く。義家御置文小。
 我七代孫小我生れ變て。天下取れしと仰
 らるし。家時御代におありたり。猶も時不
 来事を知し。名を終るし。ハ幡大菩薩お禱り
 たす。命と約て三代内におあり天下取

一免後始として御腹成切多し。也。其時御自
 筆に御置文小。子細を見えし也。一と仰御所
 にお前まで故殿を範國入道。我等なくを拜見申
 一を利し也。今天下取れ事唯此發願也。多し
 と。兩御所も仰ありし也。又いふ。元弘御上
 洛乃時不思議の事あり。三河乃國八橋不
 御着の時。御前無人數。能々。白衣さそふ女一
 人參ていふ。御子孫惡事なく。ハ七代守り申へ
 一。其支證も。毎度合戦小出さず。時。雨風を以
 て示し申さく。と云ふて。夢に如くに矢に事
 起。そ社よりいふ。と御謀叛の事思召定免

て上杉兵庫入道を兵庫頭藤憲房尊氏兄弟の外舅御使として先吉良上總禪門貞義仰合されしに御返事小以ふ今まては遅くも存しつれ此事關東御立時より内内上杉兵庫入道を申勸め給ふや家時貞氏此兩御所御遺意を大方殿の上杉より仰聞さまふはとや是にありて殊更此人骨残折て河原合戦討死し給ふと云々按ずるに梅松論保曆間記説皆皆武家此為る潤師とすもの也尊氏越階して從三位昇り參議になされ三個國に守護成たりふ以てさすは恩賞をなるといふへを太平

記は尊氏宮成讒とすよりのをたりゆき保曆間記説建武元年といふより以下も則尊氏乃讒説趣あるありと見ゆ又此宮を以て尊氏を叛臣と御覽して正罰あるへと思召されし事と其いふは事ある事と見えたり難太平記説ふは尊氏武家代成奪むと思召されし事年久しなく尊氏直義兄弟とむむひひのをみたりて家時貞氏乃代よりそ志を有しつれ便なるありてはつれを過ぎ尊氏乃官方に參りたりも但其勢を假れのみふて朝家の御為に

續史餘論

卷ノ

七

義兵を擧げしよりありて天下のあり
 こそ思はれ敷外に、公家一統の代とあり
 のは、いふも、故右大将家乃とく武家代
 代と成るやと思はれ、事代官とく御覽
 つらまゝしつを、速く討終ふしと思召し
 うと、御許なりしを、とくをうらひし内
 爾、尊氏やうて其母して准后のう、一申
 一、成帝は并ふはとひ終つち
 又按るる中興に初政悉く議す、小足ら
 ち、成徳の時に、中興の業を創業とく、猶
 うたえやあり、つぎ、譬に創業、あらた小家は

くふの如く、造立乃功、こそを也とい、屋と
 其功成なり、えぬ、其家數百年成も保つ
 一、大厦に破傾さしを、せんに修造とん
 と、成事とつと、大儀乃事を、鄙に諺、
 角直さんとして其牛殺とつとい、不類誠に
 喻なり、初攝關、人人乃權、成ほ、
 一、して朝廷に禮衰、一、を、後三條院に御位
 後、幾程なく昔、か、一、を、事ハ、いま、其衰
 一、甚し、らぬ、を、成也、譬ハ、小破の時、
 や、て修造せる屋舎の如く、頼朝天下に權を
 分ち、北條九代より、成、を、世成、より、後、

六十餘州の武士その勢を張りて其威を誇り
 さまじくふりたりき。其後以て今無功に人
 人の下に手残東海際を、むるを、それ不但
 世に傳ひ乃ふとく。古へ朝家乃いまた衰へさ
 ざり代の如くにさうへはまむとさる事
 は。基傾き破れしをやうてたし直して粉飾を
 加ふる殊ら次。其覆らむ事日をさして待へ
 し。然る小民の肩いまたやをらさるる大内
 茂建られんとし。ま川官官。媵妾伎能。法師の類
 小所領賜りて。軍功ありしもの分賜ふと以
 ふ事とれく。きよく、いゆるをやうて召返

ふる、乃類、其亂を招きまふ所也。且も
 又さる時乃急務刑賞に二川ふとはなり。
 恩をたて威をたけ此二川ふとを以て叶ふ
 べらら次。小功乃輩は以ふ及、先賞をら
 せし大功に人人其功の多少を論をられし所
 悉く其所に得たりき。今試に其功に議せん。亦
 護良王の功を申に及、但し是を正しき御
 父の左免ふればさも、功臣ふたの
 てハ正成を以て第一とす。其故ハ、さしめ
 笠置わらて天子西州小蒙塵ありし時、ふた
 系て、六十六州乃うた、此一人其節茂改免

事年伐經しむと武家亦皆く輩を彼是出
 来たり。此人を王家の御為に勲勞をくら
 まりけは。新田。足利。赤松等人人を其志成る
 事叶べらるを。さて其次を義貞乃功最大也。是
 その巨魁を亡せし故なり。ゆて其次ハ赤松
 那和以つて伐の上と。いつ社を下のと。と
 赤松の功小非も。六波羅ハやふまじ。帝を
 之船上（注）おたてし。ますと。鎌倉いまた滅し。去
 六波羅以ます敗れはらむも。行在尤危うり
 るむ。那和乘輿を迎へて是を守りし。乃ら勢さ

らんは。たゞく。鎌倉亡花たりと。誰か為に
 の其功伐も奏す。然ハ。あ社と。窺鳥懐ふ入
 去を獵者も。こ社伐憐むといへり。ま。て。い
 んや萬乗天子御頼あらむ。凡人（注）たらん
 者い。て。身を以て守り。参せ。さ。依。へ。ま。その功
 大なるに似た社と。其事を成し難しとも思ハ
 せ。天子既尔海外外。は。は。社。を。ひ。て。武威殊
 此外小張。日。に。都。外。遠。ら。ぬ。境。外。兵。伐
 起。し。事。を。其。功。長。年。小。及。け。る。如。く。は。社。と
 も。其事ハ。な。難。し。と。や。い。ぬ。尊。氏。の。功。ハ
 稱。す。へ。ま。所。を。ふ。や。東。兵。久。く。正。成。を。為。に

巴本作方
今改之

苦めらま。赤松の兵あらたふ起り。天子船上小
うはまをまひて。官兵都ふ赴き。事以外の外に難儀
きふより聞え。且ハ高時の不るゆひ已ふ滅た
ぬ。この時至る事。成まはあたる見及ハ此を
も。年比は志事成ぬ。このをり。成待得ぬ。思ひ
し。この官兵ふ属する。由成申は。是より。六
波羅乃止。是より。日とて。仕出したる程。其戦功
を。あはれさる。然る。此人を賞せらる。尔第
一乃功成。以て。せら。終り。事心得ぬ事也。さまた。又
又其謂ある事。を。何と。其故。此人乃祖陸奥
判官義康と聞え。この。義家孫より。保元乱

小の官軍ふ属して。一方は大将より。有る。其
子上總介義無。實は八郎為朝孫子にてあり
し。とも申す也。頼朝より親し。又北條ふも志
た。し。かり。ふ。源氏の一族。此中に。頼も
し。や思ひ。終ひ。平家の兵。成防。ん。之。免
乃大将と。成。此。の。て。世。覺。え。む。の
理。し。ハ。受領。を。も。執。し。申。は。ま。け。り。其。子。義
氏。ハ。時。政。の。外。孫。な。り。の。る。彼。の。家。ふ。殊。に。親
し。と。承。久。孫。時。より。一。方。は。大。將。ふ。志。さ。此。の。其
子。泰。氏。を。泰。時。の。外。孫。其。子。頼。氏。を。泰。時。の。孫。女
より。時。氏。の。娘。を。腹。小。生。る。其。子。家。時。又。時。茂。の

外孫として其子貞氏と時氏の外孫を祭。此貞氏
 の名上杉の三郎頼重堀となりしは尊氏直義の
 北條の外孫とあるを。代々北條の親
 しく且々源氏に未棄也。は此度を一方乃
 大将として祀り。は帝を年比此人の
 死事とはさる者也と名取し。一方
 乃大将として祀る者と聞えし。御方参る
 さまを船に上る申さ社に程よ。いふに頼母
 一を悦ばしとも思召きたりをむ。義貞の如
 きも同一源氏の流して殊小此人乃祖新田義
 重入道上西と申は。是利に祖義康乃為に兄

素社を八幡殿に男義國に流しを嫡家として
 せしむと。頼朝不快の事なり。其代
 にもあらむ。人々之を上野國に所
 を社に世ふも知ふ人なり。帝は猶
 聞も及ひし。其功殊小大を
 一々ハ。父子兄弟是を四個國に守護成給ハ
 しか。其官位を尊氏も及ぶ。後四
 位上左兵衛督として播磨守成兼らる。後
 ら其代小大功といふ。人々乃功成議ヤ
 死す。誤多しと見え。其餘
 小功の輩は忠不明ならざる事。太平記等に

志をたねつたふとくを信置し、さらば形と世亂
れを以てあふへき

建武二年春三月西園寺大納言公宗謀反して誅
せらる。五月廿一日出羽乃任人國司葉室宰相光
顯弑す。名越太郎時兼北國小起り。相摸二郎時
行ハ信濃國小起りて鎌倉小むらふ。直義死さし
むる。軍勢無利して敵攻入り。直義成良親
王を伴ひまゐる。七月廿三日。鎌倉成なり。八月
二日。尊氏克徒退治のき久小出京。正統記小建武
乙亥秋乃比。高時餘類謀反起りて鎌倉入り
ぬ。直義ハ成良親王を引つて申して三河國まで

原本脱餘
字今補之

遁れり。高氏を申請て東國小向ひたり。征夷
將軍并小諸國總追捕使を望みたり。征東將軍に
なき。これ悉くを許さず。太平記より征夷將軍
并小東ハ個國乃管領成望む。征夷使事關東靜
謐に忠より。東ハ個國管領使事をゆり
る。これの多かり。御諱に字成下さる。梅松論小
關東合戦乃事先たり。京都一申されし。小
て。將軍御奏聞。巧き。直義無勢。防戦
ふ。多き。智略なき。ふりて。海道に引退く。由其聞
へ。あは。暇成給りて。合力成加ふ。昔御申
度度不及。とも。勅許なき。間。所詮私小。あ。天

下... 八月二日、京都成御立
あり、此比公家成叛さし人人其數成知るあり
に皆喜悅其眉を開て御供申あり。三河矢矧
京都鎌倉兩大將御對面あり。關東小御下向遠江
此橋本、佐夜、中山、駿河、高橋、繩手、箱根、山相摸川、片
瀬川より鎌倉に至るまで七個度成戦あり。勝
て。八月十九日、鎌倉小攻入り。兎徒悉く自害
す。去程小將軍御兄弟鎌倉入り。二階堂別
當に御座あり。京都より供奉成革を勲功
乃賞に何つふふを悦び。又前代與力成革を死
刑流刑成宥られ。程小い。忠節を致さむ

事をたそてぬ者そなり。京より人人親
類成使者として賀し申さる。又勅使中院藏人頭
中将具光關東小下り。今度東國速に平さし事敵
感再三也。但し軍兵成賞おれ。京より綸旨
成以て行くあり。まじり早早歸洛あり。一也。
大御所を急小参ふ。御申あり。所小下
御所御上洛然る。其故高時亡れて天
下一統さし事併御武略おし。然る頻年京
小御座あり。時公家并義貞隱謀度度小及。小
も御運る。今に安全也。大敵成中成
遁れて關東小御座然る。左より

申ありたるふらちて、御上洛伐止られり

按をりし正統記保曆間記太平記共小尊氏下
向に事伐望より時ふ証夷將軍并總追捕使
を望み一伐許さるる由也梅松論は下
向に事とゆるはるるありやうに記しを伐る
ふきは潤飾乃辭也尊氏に請ふ所は叶はるる
を憤りて下りてをいふ公家の御過ありやう
ふらちてしもの也

南朝記傳ふ冬十一月十八日尊氏細川阿波守和
氏伐以て奏状と捧ぐ同十九日一宮尊良親王并
新田義貞に節度伐給ふ太平記ふも尊氏勅約に

上をふらちて以ゆた宣言伐と不被下小に
征夷將軍と稱して東八個國管領に事勅許を
とて先新田一族乃拜領したる東國に所領共
と悉く此度の軍功の輩にありて行ふらちて尊氏
關東伐平々一後隱謀ありて聞て追伐の宣
旨を下さるるに親房公明頻る諫申
しに法勝寺に慧鎮上人伐下りて事やう伐
尋ね究むるに盡して既爾關東一を下らむと
經に一日尊氏細川阿波守して奏状伐さるる
義貞の奏状は建武二年十月日とあり正統記小
東國を治まりふ計を尊氏望む所達を次

謀叛を起す。聞つ。建武二年十二月十日餘り。や義貞を追討す。奏状成奉る。すなはち。京中騒動す。保曆間記。義貞直義海道所所合戦。小打勝て。諸人降参す。然依に故大塔宮の御方人臣下の内。や。何れも。尊氏謀及。其志あふ。諷し。申し。義貞依。招て。種種。あつた。らひ。を。左中將。小申成て。上野。を。尊氏。分國。なり。此説誤也義貞。小申あて。あり。尊氏。上洛。せば。道。を。討。を。義貞。小仰す。尊氏。氏。名。を。關東。勢。を。直義。小告。ね。一身。急。馳。参。す。と。云。云。尊氏。勅。定。小應。上洛。す。

武一作兵

所。小。京都。より。内内。此事。成。告。人。も。あり。ま。ふ。や。又。直義。を。東國。乃。士。を。不審。小ね。ひ。て。留。小。計。れ。尊氏。上洛。せば。梅松。論。小。今度。尊氏。直義。小。供。奉。人。人。は。信濃。常陸。の。關。所。成。充。行。は。所。小。義貞。討。手。成。給。は。下。向。小。聞。え。問。ま。つ。義貞。分國。上野。守護。職。を。上杉。武庫。禅。門。小。任。せ。られ。用意。の。た。免。小。下。る。程。に。京都。伺。候。の。親類。代。官。共。を。急。に。都。上。り。關東。小。忠。を。存。ら。人。を。又。京都。より。小。下。る。間。海道。上下。の。輩。俄。小。織。綺。の。と。一。按。も。に。中前代。滅。い。を。八月。十九日。也。尊氏。

續史餘論

卷八

其奏状を捧られし十一月十日餘也。中間九
 十日らうりまもやあふへき。此言ち兵部卿親王
 の御事此聞えまじりハ、いふを御事小や、
 ろて勅使を下さしり。梅松論其説のおと
 えなふへし。保曆間説乃如くを終る。義貞乃奏
 状もそ及ひ。又上野伐此時義貞小終りしと
 以ふも誤也。延元元年二月尊氏伐筑紫へ追落
 せし功もよりて左中將お任せらる。又梅松
 論小義貞下向と聞えて上野伐上杉に充行ハ
 社しとつふも文飾乃辭也。義貞十一月十九日
 に追討乃宣旨を終り。即日蒞向。同廿五日に

矢矧合戦を。此事鎌倉小聞えて上杉上野へ
 下り。義貞其一族乃代官等上洛を命ずといふ
 を符合せぬ。や。太平記其説乃如くして事情
 小可れへり。左へ義貞追討の宣ううふら社
 一と風聞あきハとて其領國をたしとらむを
 豈逆節おほむさらむや。梅松其作者尊氏の
 免に非儀飾りぬ社とそ。遂お其辭を得さるし
 に見えし。思ふに尊氏鎌倉へ入ら社一のち勅
 使して召社しんとそ。急に参るへき由を申し
 て上らふ。その内小たして將軍と稱し。又東
 國に中成武士に軍賞を行ひると聞へし後

小奏状を捧ぐら^れ。此^レを不^レ履^レ。又太平記^ノを、
 義貞下向と聞えて東兵發せし由^ヲ此^ト。此^レ
 を符合せ^り。十一月十日餘り^し。奏状京師^ニ至^り
 了。去月廿五日^ニ。小矢矧合戦^ヲ此^ト。正統記^ニ此^レ説^ク
 此^レ如^ク。小奏状奉りて^は。此^レハ^ハ。ち打^たち^し。を^り。
 同十一月廿七日。矢矧合戦。十二月五日。手越河原
 合戦。皆東兵利なく^し。箱根^ニ引退^く。同十二日。
 箱根。竹下等乃戦官軍利^ヲ。失^はりて引^きり^し。梅
 松論^ニ。小^レさ^らふ^と。小^レ直義^ヲ。箱根山^ニ引籠^り。水飲
 残^り。不^レま^り。系^て。要害^ト。し^て。御座^{あり}。あ^らふ^と。小^レ仁木。
 細川師真。師泰等以下一人當^り。此^レ輩陣^をと^り。將

軍は先日勅使下向^し。時歸洛^{あり}。あ^らふ^と。し^て。御參
 たり。事御本意^ニ。あ^らふ^と。此^レを深^く歎^息。召^{して}。今
 度^ニ。事條條御所存^{あり}。あ^らふ^と。政務^ヲ。直義^ト。御讓^{あり}。
 細川源藏人頼春^并。近習^兩。三輩^を。り^し。わ
 ろ^く。竊^に。淨光明寺^ニ。御座^{あり}。し^て。あ^らふ^と。按^る。難^太
 平記^ニ。中先代^の時。箱根山^ニ。あ^らふ^と。て。天下^を。海^道
 此^レ當家^を。も^ゆ。り^し。終^い。し^て。あ^らふ^と。此^レ事^也。海^道
 の合戦難儀^を。り^し。聞^召。て。頭^殿。命^を。隕^ら。し^て。此^レ
 我^{あり}。て。無^益。也^な。違^勅。ハ^ハ。心中^ニ。小^レ井^井。て
 更^も。思^召。次^先。立^て。諸軍勢^を。向^り。し^て。あ^らふ^と。
 御遠慮^{あり}。あ^らふ^と。小山^{。結城}。長沼^の。一^族。を^は。惜^み
 止^め。ら^れ。其^レ勢^二。千餘騎^を。先陣^と。定^め。ら^る。十二

月八日鎌倉を御立あり。按るる小。手越諸人箱根の御陣敗軍の後也加ら利言御合戦ある人、或ふやと思ひしに、將軍謀れ不努ふ心を、我水飲ふいを其敵支ふるは、りりふて利なきを、箱根山越えて合戦せば、敵驚き騒ぐん所を敗死ん事案内也。とて、十日に夜竹下路夜残こえて明ふを、まら辰一點小新田乃脇屋を大将よく是柄明神に南に野に老く、く、その先陣山を下りて野山小字上り、小坂に下にてうけ合ひ戦ひに、敵堪し引退く残勝ふ乗ちて三十餘里追つて、藍澤原まで數百人を打こふ。翌十二日、京勢駿

河小引志りせむ

按るるに、此説を川とを實録と見え、さら太平記、爾尊氏髻、切て建長寺に入、く、直義鎌倉より歸りて上杉伊豆守重能と謀りて、はく程論旨、うきて引出せしとあるを、尊氏ハ勅ふ背のさるし、う、直義乃詐謀を、と以てむを、おにははえれる辭を、

と、つたを竹下佐野山、伊豆、國府三個日に合戦、うち勝、今日十三日、尔兩大将一手になりて、府中より程車返、浮嶋原小至ふまで陣残とらるといふ所なり。十四日、御逗留ありを、議ふ云、不是より

兩大將鎌倉小御歸有て關東と御沙汰あはへし。
 又一議しきとへ關東殘全しむふとて海道京都
 乃合戰大事あり。さうし只一手にて御立あはへ
 くと有る社も。同十五日。海道も向ふと云云。
 延元元年。足利家三年也正月十日。尊氏都入。帝
 を叡山へ遷幸。内裏兵火おきめにやうは。十二日。
 義良親王。北畠顯家江州小着て。佐佐木氏頼の觀
 音寺城成れとて。十六日。園城寺合戰。官軍利あり
 し。さうし。ふと累を追ふて敗らる。廿七日。八日。九日
 合戰。尊氏遂不利をまゝして丹波へ奔る。二月二日。
 山へ還幸。花山院小入御。五日。顯家義貞攝州。尔

向ふ。十三日。櫻山合戰。尊氏直義魚の御堂より既
 尔自害をむとて。細川郷の律師諫て九州へ赴く。
 梅松論小晦日。夜半小合戰始りて。さうし。敗れ
 て其日夕に丹波篠村に御陣を召さる。二月朔日。
 猶都尔攻入る。沙汰はさうし。退て功残をす
 くと武略の道也とす。細川の人人赤松以下西國乃
 輩殘案内者とす。先御陣を兵庫の嶋小移さる
 るとして。同二月三日。小兵庫に御着ある所。先
 度。御教書よ。利て。周防の大内。長門乃厚東兵
 艘より。あら手よて都へ攻入
 へし。とて。二月十日。兵庫城をち終る。楠和泉

河内乃勢を率ゐて西宮濱より終日戦て、以て
 思ひ多む夜も入て正成引退く。十一日、細川の人
 大将より周防長門に勢攻上る。義貞瀬川河原
 小寺より合て戦ふ。細川和氏乃弟頼春深手ねふ。
 互に陣成はく、多く人馬の息をつらせむ。その
 夜深て圓心をうり、將軍の御前も參り申ける
 へ。是より此陣成敗りて都も攻入ると御方成る
 祇て大功成るを。是はらく御陣成西國へう成
 さ。此軍勢乃氣成をばうせ馬をそ休免。弓箭の用
 意をそなきと。重て上洛あらむ歎。凡合戦も
 旗成本と。官軍も錦御旗を先き川。そのは是

小對する旗を多祇を朝敵も似たり。所詮持明院
 殿も天子の正統より御座あり。先代も光一後
 さた名を觀慮も心より。急て院宣成申下さ
 祇て錦御旗成さきと。去年御方利
 と失ひ、大將軍西方も有。故に、祇も向ひ
 多ひ。毎度乃戦利をうり。はまは御運に
 らる。御上洛も相違なき。今西國より攻上る
 洛中も敵も大將軍も。うた。御本意
 を達せらる。再三忠言成盡し申。程に
 夜半も。頼も瀬川乃御陣成退く。十二日卯刻兵
 庫も入る。直義も立歸て摩耶に麓も御座あり

ていかに都小向て命を捨至る御所存なきを
 と將軍御問答頗る有て兵庫小御歸あり酉時
 ころより船とも小乗も一免成時ハより小御座
 船浅出さる備後鞆小御着ある所小三寶院僧正
 賢俊勅使として持明院殿より下さる是に
 て人人以さみあへり今も朝敵の儀有つら
 きて錦御旗成舉る處より國國に大將小仰遣
 さまをる了免てき按此説の如く
 朝の主となせりハ赤松二月廿九日改元延元と號を
 義貞左中將小をたせ義助右衛門佐よなきるさ
 て尊氏を筑紫下向乃時京都より討手下らば

不勢く一として四國へも細川一族播磨小を赤
 松備前小を尾張左衛門佐氏頼大將して三石
 北城小兵伐と、免備中ハ今川安木小を桃井周
 防より大内長門小は厚東等と定て宗俊大官司
 の館小着臨いし少貳入道妙惠子息太郎頼尚
 等をくくに参侍其後菊池掃部助武敏宮方小て
 少貳の城を攻て妙惠討れしと多多良濱の戦
 小菊池うちほちて松浦河田を降参り菊池を城
 をたときれて深山小のりれ八代乃城をたち阿
 蘇大官司兄弟秋月備中守等は自害しなき九
 州小もく尊氏不屬し又陸奥常陸も朝敵起れ

利と聞ゆ。まじ東國伐鎮められ、一として、顯家伐鎮守府將軍とて被下。義貞少を十六個國の管領とゆれ、二と尊氏追討に宣旨伐なき、義貞播磨小向に、義助備前よむ、三と尊氏ハ赤松尾張難儀、四と伐聞て、九國よき一色入道、仁木右馬助、松浦、黨并國人等をと、五免て、四月三日宰府とて、五月五日、備後鞆小作て、六とて軍評定ありて、少貳頼尚、七異見よありて、尊氏ハ船直義陸上らふ、八とにはき可也。

按る所小。太平記よは、此時五月二日尊氏嚴嶋へ詣て、三日參籠あり、一結願乃日小。三寶院僧

正賢俊京より下利て、後伏見院より四月六日に崩し、一と。いまた崩御ならはるうち奈と社一院宣伐をちききまじりと見ゆ、尊氏其五日此日爾嚴嶋をき所と云云、梅松論に説を社と。去正月晦日、尊氏京軍小より筑紫一下来、二と系なき、異本太平記伐考多に、二月八日小兵庫をねち、十三日爾多多良濱小つ死しと云之たり、三はらる兵庫伐たむし時院宣伐申請ふ、鞆小至らまじ日小、四教使下る、五とに非次たもふ、六と九州より死なふとて、鞆小至ら社一時小

賢俊と會せしを承服し。但し錦乃御旗をさす
 一と諸國をさつた小觸ら社一事を以て
 院宣を下さる事と云。既し持明院殿へ院宣を申
 請し上はみうたを勇まふ一とて推て錦に
 御旗を用ひしと云申はせし事不へし。公は臨
 時を謀る出ると見えたり

こゝて大江田式部太輔直義を免し備中福山
 をたやさせ。義助を三石成りちせし。播磨へ
 去。義貞を播州加古川より備前美作に勢成待
 ちて。兵庫へ引退陣とらふ。此よりを奏せし
 り。楠を兵庫へ下させ。義貞も力合し。一と

也。五月廿五日。湊川に戦ふ。楠兄弟討死。官軍都
 歸ふ。廿九日。帝山門へ遷幸。同日。尊氏都入ふ。建
 武の暦成用ひ。後伏見。第二に皇子豊仁親王を位
 爾は多申はむと云。光六月二日。京勢山へむ。官
 軍難儀ふ。十日。小光嚴院重祚あり。廿日
 合戦。晦日。官軍京成攻て利を失ふ。七月十三日。義
 貞京成攻て敗す。長年討死す。

讀史餘論卷八

